

勉強会内容

- パートタイマーへの社会保険適用拡大
- 高齢者雇用の義務化
- 有期労働契約の規制強化
- 問題社員の対処法
 - (1)問題ある社員を採用しないことが大事
 - (2)ダラダラ残業を改善したい
 - (3)未払い残業代を請求されたらどうする?!
 - (4)遅刻・無断欠勤の対処方法
- 労働基準監督署への対応
指摘を受けやすいポイントは

- 労務リスクを回避するために
 - (1)名ばかり管理職による残業代請求が激増
 - (2)営業社員の労働時間は?
 - (3)代休と振替休日を混同していないか?
 - (4)年俸制の場合でも残業代は必要か?

●労働組合への対応
労働組合から団体交渉の申し入れがあったらどうするか?

●御社の就業規則は問題だらけです
各社で拝見する就業規則では会社を守れません。いざという時に役に立たない内容が多いので改定すべきです。

①経営者の立場でコンサルティングをします。

社長の右腕となり、問題を一緒に考え解決していきます。
労働問題で悩まされると本業に打ち込むことができなくなり、大きなストレスとなります。
経営者の立場で寄り添って問題解決に臨む専門家が求められていると思います。



②予防を重視しています。

労働問題は事が起こってからでは対策が難しいものです。だからこそ、事前に体制を整えておくことが重要なのです。つまり、予防を重視していればリスク回避・軽減が可能です。

③実績があります。

様々な労務問題の対応をしています。労働組合対策、行政官庁の調査対策、問題社員の対応、解雇者からの未払い賃金請求…。理屈では解決できないこともあります。経験と実績が全てです。
我々は逃げません 社長の味方です。

□10月 5日 (金) 13:30~15:30 会場: 高崎 商工会議所 2F会議室

□10月10日 (水) 13:30~15:30 会場: 前橋 商工会議所 3F会議室

※おすすめ : 社長・役員・管理職など経営者向けセミナー☆一般社員はお断りさせていただいています。

※参加費 : 5,000円 (振込先を後ほどご連絡いたします) ☆当社会員企業様は無料

※参加人数 : 素早い意思決定をされた方10人まで *10人以内の少数制でやります。

※参加される方 : お名刺 筆記用具のご用意をお願いします。

「労働法のポイント」セミナー申込書

御社名		TEL	
所在地		FAX	
御氏名		役職	参加日 月 日に参加します。

FAX



FAX 027-330-6331

9月26日 (水)
締切



主催 : (有)日本労務センター
お問い合わせTEL : 027-320-6236
群馬県高崎市常盤町133番地